

第30回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 平成28年10月28日(金) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 10名

1番 百々英夫

3番 永洞忠志

4番 穴吹 栄

5番 白川俊明

7番 橋場和幸

8番 嗟峨弘巳

9番 松家忠夫

10番 白川英之

11番 谷口正明

13番 梅原順一

4 出席職員 3名

事務局長 箱石雄彦

農政係長 酒井美和子

農地係長 中田昌浩

5 議 事

- | | | |
|---------|---------|--|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 7 | 報告第 2 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請に伴う指令書の 交付について |
| 日程第 8 | 報告第 3 号 | 農地法第 1 8 条の規定による合意解約について |
| 日程第 9 | 報告第 4 号 | 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業） による農用地利用集積関係調整報告について |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願について |
| 日程第 1 1 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 1 2 | 議案第 3 号 | 農用地利用集積計画作成要請について |
| 日程第 1 3 | 議案第 4 号 | 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議に ついて |
| 日程第 1 4 | 議案第 5 号 | 浜中町農業振興地域整備計画の変更について |
| 日程第 1 5 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第30回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

まず始めに、本日は町議会の臨時会と日程が重なり、録音機がないままでの開会となりますが、御了承願いたいと思います。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ10名全員の出席でございます。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

なお、新井委員と堀金委員については、あらかじめ出席できない旨の報告がありましたことを申し添えいたします。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

今年は雨天の日が多く、つい先日まで二番草の収穫作業が行われ、現在はスラリーまたは堆肥散布という大変お忙しい中、委員の皆様には第30回の総会に御出席いただきまして大変ありがとうございます。

先ほど局長からの報告にもありましたとおり、町議会臨時会と日程が重なりまして、総会日程の変更も考えましたけれども、なかなか日程があわず、堀金委員につきましては議会の方に出席をいただき、局長には総会に出席をいただいております。

今月11日から3年に一度の先進地視察研修に行つてまいりました。新得町のレディースファームスクールと下川町の木質チップを利用した環境型バイオ施設の二箇所を見学しましたが、参加された委員につきましては、何かの機会に意見、感想等を出していただき、今後の活動に生かしていただければと思います。二泊三日の研修でしたが、大変お疲れさまでございました。

本日は、報告4件、議案5件の提案をしておりますので、よろしく御審議をお願い申し上げ、開会にあつての挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変御苦労さまです。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、1番 百々委員、3番 永洞委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

| | |
|---------|--|
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本総会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。</p> <p>日程第 5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。</p> |
| 事 務 局 長 | (会務報告あるも省略) |
| 議 長 | 事務局より報告が終わりました。ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。 |
| 各 委 員 | (なしの声) |
| 議 長 | <p>ないようなので、これで、会務報告を終了します。</p> <p>日程第 6 報告第 1 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。</p> |
| 事 務 局 長 | <p>報告第 1 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告の内容を御説明申し上げます。</p> <p>農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第 3 条第 1 項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。</p> <p>本件は、1 件の届出であります。整理番号 1 の届出人は、浜中東 3 線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇氏名義の農地について、相続により所有権の取得をしたものでございます。今回の届出により取得した農地は合計〇〇筆で、面積は〇〇〇万〇、〇〇〇．〇〇㎡、権利を取得した日は平成〇〇年〇月〇〇日でございます。土地の詳細につきましては、議案書 3 ページ及び議案関係資料 1 ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。</p> <p>以上、本人からの届出に基づき、御報告申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしく願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>事務局より提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これから、報告第 1 号の質疑を行います。質疑ありませんか。</p> |
| 各 委 員 | (質疑なしの声) |

| | | |
|------|--|---|
| | | まず、整理番号1について質疑ありませんか。 |
| 各委員 | | (質疑なしの声) |
| 議長 | | 質疑なしと認めます。 次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。 |
| 各委員 | | (質疑なしの声) |
| 議長 | | 質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、報告第2号を整理番号順に採決いたします。 お諮りします。 整理番号1は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。 |
| 各委員 | | (異議なしの声) |
| 議長 | | 異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。 次に、整理番号2を採決いたします。 本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。 |
| 各委員 | | (異議なしの声) |
| 議長 | | 異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。 |
| | | 日程第8 報告第3号農地法第18条の規定による合意解約についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。 |
| 事務局長 | | 報告第3号農地法第18条の規定による合意解約について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農地法第18条第1項及び第2項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」と規定されております。また、 |

同条第6項の規定では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」とされております。

本案は、7件の合意解約に係る報告でございますが、整理番号1は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇が茶内西2線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に農業経営基盤強化促進法により賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西10線〇〇〇番ほか〇筆、面積は〇〇万〇〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。土地の詳細につきましては、議案書7ページ及び議案関係資料2ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

次に整理番号2から7は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇氏を貸主とする6名の借主との土地の合意解約に係るもので、平成〇〇年〇月〇日契約の農地法第3条による賃貸借の権利設定をしていた土地について、〇月〇〇日に本人より、売買による所有権の移転を希望するため賃貸借契約の合意解約を行った旨の届出があったものでございます。契約期間は、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

なお、合意解約の内訳でございますが、整理番号2の借主は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は姉別緑栄〇〇〇番の内ほか〇筆、面積は〇万〇、〇〇〇㎡、整理番号3の借主は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は姉別緑栄〇〇〇番の内ほか〇筆、面積は〇〇万〇、〇〇〇㎡、整理番号4の借主は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は姉別緑栄〇〇〇番の内、〇筆、面積は〇万〇、〇〇〇㎡、整理番号5の借主は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は姉別緑栄〇〇〇番、〇筆、面積は〇万〇、〇〇〇㎡、整理番号6の借主は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は姉別緑栄〇〇〇番、〇筆、面積は〇万〇、〇〇〇㎡、整理番号7の借主は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は姉別緑栄〇〇〇番ほか〇筆、面積は〇万〇、〇〇〇㎡となっております。土地の詳細につきましては、議案書15ページ及び議案関係資料3ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上、本人からの届出に基づき、御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしくお願いいたします。

議

長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、報告第3号の質疑を行います。本案は整理番号1で、〇番〇〇委員、〇番〇〇〇委員と私が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、

議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。退席後の議事進行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろしくお願いいたします。

(会長、〇〇〇〇委員、〇〇委員退席)

職務代理 それでは、引き続き、会議を行います。
これから整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

職務代理 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

職務代理 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。

(会長、〇〇〇〇委員、〇〇委員入室)

議長 引き続き、会議を行います。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号7の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号2から7までを順に採決いたします。
お諮りします。
整理番号2は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。
次に、整理番号3を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり承認されました。
次に、整理番号4を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり承認されました。
次に、整理番号5を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号5は、原案のとおり承認されました。
次に、整理番号6を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号6は、原案のとおり承認されました。
次に、整理番号7を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号7は、原案のとおり承認されました。

日程第9 報告第4号農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

報告第4号農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされています。

本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあっせんの申出に伴う1件の調整報告ではありますが、整理番号1は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇氏より〇月〇〇日付けで所有権移転によるあっせんの申出があったもので、対象地は姉別緑栄〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡でございます。現地調査につきましては〇〇月〇〇日と〇〇日に、農地部会の方々により実施し、土地の評価を行っておりますが、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇、〇〇〇万〇、〇〇〇円となっております。

土地利用の将来的な見通しや安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積を図るため、農業経営基盤強化促進法に基づく買入協議制度により農地利用集積円滑化団体の買入れが必要であると判断し、このあとの議案第4号で町長に対し買入れ要請を行うことで決定いたしました。土地の詳細につきましては、議案書18ページ及び議案関係資料4ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上、調整委員の報告に基づき御報告申し上げるものでございますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調整に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調整委員の方々、何かありませんか。

各 調 整 委 員

(なしの声)

議 長

特にないようなので、これから、報告第4号の質疑を行いますが、本案については、〇番〇〇〇〇委員と私が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席いたします。退席後の議事進行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろしくをお願いいたします。

(会長、〇〇〇〇委員退席)

職 務 代 理

それでは、引き続き、会議を行います。

これから、報告第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

職 務 代 理 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、報告第4号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

職 務 代 理 異議なしと認めます。

よって、報告第4号は、原案のとおり承認されました。

(会長、〇〇〇〇委員入室)

議 長 日程第10 議案第1号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は2件の現況証明願でございますが、浜農委28-11号の願い出人は、茶内東1線〇〇番地、〇〇 〇氏の代理人で土地家屋調査士の〇〇〇〇〇氏、願い出地は茶内東1線〇〇番〇、〇筆、面積〇、〇〇〇㎡で、住宅建設による現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、農地部会の方々により〇〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は一部原野化している土地であり、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に浜農委28-12号の願い出人は、円朱別西7線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、願い出地は円朱別西7線〇〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡のうち〇万〇、〇〇〇㎡で、育成牛舎建設に伴う地目変更登記を目的とした現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、農地部会の方々により〇〇月〇〇日

に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は一部施設用地、牧草保管場所、育成牛用のパドックとして使用され、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けません。調査委員の方々、何かありませんか。

各調査委員 (なしの声)

議長 特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を受付番号順に行います。まず、浜農委28-11号の質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、浜農委28-12号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第1号を受付番号順に採決いたします。
お諮りします。
浜農委28-11号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、浜農委28-11号は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委28-12号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

| | |
|---------|--|
| 各 委 員 | (異議なしの声) |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、浜農委28-12号は、原案のとおり可決されました。</p> |
| 事 務 局 長 | <p>日程第11 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。</p> <p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。</p> <p>農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。</p> <p>本案は、売買による所有権の移転2件と使用貸借による権利の設定1件に伴う許可申請であります。整理番号1は、茶内東1線〇〇番地、〇〇 〇氏所有地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内西2線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に売買による所有権の移転を行おうとするものでございます。次に整理番号2は、茶内西1線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内西3線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に売買による所有権の移転を行おうとするものでございます。次に整理番号3は、浜中東4線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございますが、この土地を浜中桜南〇〇番地、〇〇〇〇氏へ使用貸借による権利の設定をしようとするものでございます。</p> <p>以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。</p> |
| 農 地 係 長 | (詳細説明あるも省略) |
| 議 長 | <p>事務局より提案理由の説明が終わりました。</p> <p>続いて、担当委員より補足説明を受けます。</p> <p>まず、整理番号1について、8番嵯峨委員、お願いします。</p> |

| | |
|---------|--|
| 嵯峨委員 | (補足説明あるも省略) |
| 議長 | ありがとうございました。 次に、整理番号2について、10番白川英之委員、お願いします。 |
| 白川(英)委員 | (補足説明あるも省略) |
| 議長 | ありがとうございました。 次に、整理番号3について、3番永洞委員、お願いします。 |
| 永洞委員 | (補足説明あるも省略) |
| 議長 | ありがとうございました。 それでは、これから、議案第1号の質疑を行います。本案については、整理番号2で、〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。議案審議の順番としましては、整理番号1, 3, 2の順に行いたいと思います。 それでは、これから整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。 |
| 各委員 | (質疑なしの声) |
| 議長 | 質疑なしと認めます。 次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。 |
| 各委員 | (質疑なしの声) |
| 議長 | 質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 |
| 各委員 | (異議なしの声) |
| 議長 | 異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号3を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 |

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に整理番号2の質疑を行います、〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

(〇〇委員入室)

日程第12 議案第3号農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第3号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、〇〇〇〇〇〇からの売渡7件と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇からの売渡

1件、賃貸借1件、合計9件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1から7は、農地保有合理化事業による〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇からの売渡に伴うもので、整理番号1の対象地は、姉別緑栄〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に所有権の移転を行おうとするものでございます。次に、整理番号2の対象地は、姉別緑栄〇〇〇番、〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に所有権の移転を行おうとするものでございます。次に、整理番号3の対象地は、姉別緑栄〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に所有権の移転を行おうとするものでございます。次に、整理番号4の対象地は、姉別緑栄〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇 〇氏に所有権の移転を行おうとするものでございます。次に、整理番号5の対象地は、茶内西8線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西9線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に所有権の移転を行おうとするものでございます。次に、整理番号6の対象地は、茶内西2線〇〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇. 〇〇㎡で、この土地を茶内西9線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏に所有権の移転を行おうとするものでございます。次に、整理番号7の対象地は、茶内西7線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西9線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に所有権の移転を行おうとするものでございます。

次に、整理番号8と9については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇からの売渡1件と賃貸借1件でございますが、整理番号8の対象地は、茶内西10線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西9線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に所有権の移転を行おうとするものでございます。次に、整理番号9の対象地は、茶内西11線〇〇〇番の内、〇筆、面積〇、〇〇〇㎡で、この土地を同じく〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定を行おうとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては、農地係長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農 地 係 長

(詳細説明あるも省略)

議

長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第3号の質疑を行います。本案については、整理番号5、8、9で〇番〇〇委員、整理番号7で〇〇番〇〇〇〇委員、整理番号8と9で〇番〇〇〇〇委員と私が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。

議案審議の順番といたしましては、整理番号1から4、及び整理番号6の審議を行い、続いて整理番号7、5、8、9の順に審議したいと思います。

それでは、まず整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、採決いたします。
お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号6を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。
次に整理番号7の質疑を行います、〇〇〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

(〇〇〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号7の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、採決いたします。

お諮りします。

整理番号7は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室)

次に整理番号5の質疑を行います。〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、採決いたします。

お諮りします。

整理番号5は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号8の質疑を行います。〇〇〇〇委員と私は、ここで退席いたします。退席後の議事進行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろ

しくお願いいたします。

(会長、〇〇〇〇委員退席)

職務代理

それでは、引き続き、会議を行います。
これから、整理番号8の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

職務代理

質疑なしと認めます。
次に、整理番号9の質疑を行います。質疑ありませんか。
4番穴吹委員。

穴吹委員

整理番号8と9は〇〇さんの集積ですが、整理番号9で1筆だけ賃貸借にしているのはどのような理由からでしょうか。

農地係長

今回〇〇さんは〇〇〇〇〇からの売り渡しを希望し整理番号8で売買の設定を行っておりますが、整理番号9で賃貸借を設定した1筆は内地番で賃貸借を行っております。売買するためには測量後、分筆登記が必要となりますので、今回はそのような手続きは行わず、このように賃貸借での集積計画書の作成をさせていただきました。

職務代理

他に質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号8を採決いたします。
お諮りします。
整理番号8は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

職務代理

異議なしと認めます。
よって、整理番号8は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号9を採決いたします。

| | |
|---------|--|
| 各 委 員 | <p>本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 職 務 代 理 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号9は、原案のとおり可決されました。</p> <p>(〇〇委員、会長、〇〇〇〇委員入室)</p> |
| 議 長 | <p>日程第13 議案第4号農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。</p> |
| 事 務 局 長 | <p>議案第4号農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第16条では、「農業委員会は、農用地の所有者からの申出の内容が、当該農用地についての所有権の移転に係るものであり、かつ、当該農用地についての農地利用集積円滑化団体等を含めた調整において、認定農業者または認定就農者に対する利用権の設定等が困難な場合であって、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため、農地利用集積円滑化団体等による買入が特に必要であると認めるときは、市町村の長に対し、当該農地利用集積円滑化団体等が買入の協議を行う旨を、当該農用地の所有者に通知をするよう要請することができる。」とされています。</p> <p>本案につきましては1件の買入協議でございますが、整理番号1は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇氏より、〇月〇〇日付けで本人が所有する農地の所有権移転について、あっせんの申し出があり、調整委員を農地部会に決定し、部会で調整した結果、農地利用集積円滑化団体である〇〇〇〇〇〇〇〇による買入が必要と判断し、ここに町長に対し、農用地の買入協議に係る要請書を提出しようとするものでございます。</p> <p>以上、提案の理由及びその内容を御説明申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。</p> |
| 農 地 係 長 | <p>(詳細説明あるも省略)</p> |
| 議 長 | <p>事務局より提案理由の説明が終わりました。</p> |

これから、議案第4号の質疑を行います。本案については、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、○番○○○○委員と私が議事参与の制限に該当しますので、ここで退席いたします。退席後の議事進行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろしくお願いいたします。

(会長、○○○○委員退席)

職務代理 それでは、引き続き、会議を行います。
これから、議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。
9番松家委員。

松家委員 経過書の利用関係に当たった者の中に農地中間管理機構なども載っていますが、実際に当たった機関はどういったところなのでしょう。

農地係長 様式に記載されている文言はこのようになっておりますが、実際には、農業委員会、JA、円滑化団体を含めての調整となっております。

職務代理 他に質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

職務代理 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

職務代理 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

(会長、○○○○委員入室)

議長 日程第14 議案第5号 浜中町農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

| | |
|-------|--|
| 事務局 長 | <p>議案第5号浜中町農業振興地域整備計画の変更について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。</p> <p>本案については、平成28年10月12日付けで「浜中町農業振興地域整備計画書の変更について」という標題で意見照会があったものですが、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定では、「市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、あるいは基礎調査の結果、または経済事情の変動その他の推移により、必要が生じたときは、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。」と定められており、また、計画書の変更にあたっては、同法第8条第4項及び同法施行規則第3条の2第1項及び第2項の規定により、「市町村は農業振興地域整備計画を変更する場合には、農業委員会の意見を聴くものとし、意見を記載した書面を添えて都道府県知事に協議し、同意を得なければならない。」とされております。</p> <p>今回の変更は、住宅建設に係る農用地区域からの除外を行おうとするもので、先ほど御説明いたしました同法第13条第1項の「経済事情の変動その他の推移により農業振興地域の区域に変更」が生じたことによる計画書の変更でございます。整備計画の変更案について意見を求められた本委員会といたしましては、総会において、変更案について適正であるか否かの協議をし、その結果を町長に報告することとなっております。</p> <p>以上、提案の理由を御説明申し上げましたが、概要につきましては、農地係長から説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。</p> |
| 農地係 長 | (詳細説明あるも省略) |
| 議 長 | <p>事務局より提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これから、議案第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。</p> |
| 各 委 員 | (質疑なしの声) |
| 議 長 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、原案のとおり適正であると判断することに御異議ありませんか。</p> |
| 各 委 員 | (異議なしの声) |
| 議 長 | 異議なしと認めます。 |

よって、議案第5号は、原案のとおり適正であると判断し、その旨を記載した回答書を町長に送付することに決定いたしました。

日程第15 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会日程につきましては、11月30日、水曜日、午前10時からを提案いたします。

議長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、11月30日、水曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、11月30日、水曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これで、第30回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
御苦労さまでした。

閉会時刻 午後0時10分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 梅原 順一

浜中町農業委員会 1番 百々 英夫

浜中町農業委員会 3番 永洞 忠志

農地法第3条調査書

調査日：平成28年10月17日

第30回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号1（売買）

| | | | | | |
|---------------------------|--|-----|-------|-----|-----------|
| 譲受人 | ○ ○ ○ ○ | 譲渡人 | ○ ○ ○ | 作成者 | 農地係長 中田昌浩 |
| 調査員 | 白川(英)委員、穴吹委員、嵯峨委員、橋場委員、永洞委員、谷口委員 | | | | |
| | 判 断 理 由 | | | | 該 当 |
| 第2項第1号 (全部効率利用) | 譲受人の経営農地は○○haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。 | | | | しない |
| 第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人) | 譲受人は個人であり該当はしない。 | | | | しない |
| 第2項第3号 (信託) | 信託ではないので該当はしない。 | | | | しない |
| 第2項第4号 (農作業常時従事) | 譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。 | | | | しない |
| 第2項第5号 (下限面積) | 下限面積（2ha）を超えている。 | | | | しない |
| 第2項第6号 (転貸禁止) | 許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。 | | | | しない |
| 第2項第7号 (地域調和) | 申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員6名と事務局2名が現地状況等を確認した。 | | | | しない |

農地法第3条調査書

調査日：平成28年10月17日

第30回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号2（売買）

| | | | | | |
|---------------------------|--|-----|---------|-----|-----------|
| 譲受人 | ○ ○ ○ ○ | 譲渡人 | ○ ○ ○ ○ | 作成者 | 農地係長 中田昌浩 |
| 調査員 | 白川(英)委員、穴吹委員、橋場委員、永洞委員、谷口委員 | | | | |
| | 判 断 理 由 | | | 該 当 | |
| 第2項第1号 (全部効率利用) | 譲受人の経営地は○○haあり、全ての耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。 | | | しない | |
| 第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人) | 譲受人は個人であり該当はしない | | | しない | |
| 第2項第3号 (信託) | 信託ではないので該当はしない | | | しない | |
| 第2項第4号 (農作業常時従事) | 譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。 | | | しない | |
| 第2項第5号 (下限面積) | 下限面積（2ha）を超えている | | | しない | |
| 第2項第6号 (転貸禁止) | 許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。 | | | しない | |
| 第2項第7号 (地域調和) | 申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員5名と事務局2名が現地状況等を確認した。 | | | しない | |

農地法第3条調査書

調査日：平成28年10月7日

第30回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号3 (使用貸借)

| | | | | | |
|-------------------------|---|--|---------|-----|-----------|
| 譲受人 | ○ ○ ○ ○ | | ○ ○ ○ ○ | 作成者 | 農地係長 中田昌浩 |
| 調査員 | 永洞忠志委員 | | | | |
| | 判 断 理 由 | | | 該 当 | |
| 第2項第1号 (全部効率利用) | 保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。 | | | しない | |
| 第2項第2号 (農業生産法人以外の法人) | 農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない | | | しない | |
| 第2項第3号 (信託) | 信託ではないので該当はしない | | | しない | |
| 第2項第4号 (農作業常時従事) | 譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。 | | | しない | |
| 第2項第5号 (下限面積) | 下限面積(2ha)を超えている | | | しない | |
| 第2項第6号 (転貸禁止) | 許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。 | | | しない | |
| 第2項第7号 (地域調和) | 申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。 | | | しない | |

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 30 回浜中町農業委員会総会

議案第 3 号 整理番号 1 (売渡)

| | | | | | |
|----------------------------------|---------|--|---------------------|-----|-----------------|
| 譲受人 | ○ ○ ○ ○ | 譲渡人 | ○○○○○○○ ○○○○○○○○ | 作成者 | 農地係長 中 田 昌 浩 |
| 法第 18 条の条項 | | 判 断 の 理 由 | | 適 合 | |
| 第 3 項第 1 項 (基本構想適合) | | 農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。 | | する | |
| 第 3 項第 2 号イ (全部効率利用) | | 権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。 | | する | |
| 第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事) | | 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く) | | する | |
| 第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営) | | 第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。 | | する | |
| 第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事) | | 第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。 | | — | |
| 第 3 項第 4 号 (共有持分の同意) | | 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。 | | — | |
| 第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意) | | 5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。 | | — | |

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 30 回浜中町農業委員会総会

議案第 3 号 整理番号 2 (売渡)

| | | | | | |
|----------------------------------|---------|--|---------------------|-----|-----------------|
| 譲受人 | ○ ○ ○ ○ | 譲渡人 | ○○○○○○○ ○○○○○○○○ | 作成者 | 農地係長 中 田 昌 浩 |
| 法第 18 条の条項 | | 判 断 の 理 由 | | 適 合 | |
| 第 3 項第 1 項 (基本構想適合) | | 農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。 | | する | |
| 第 3 項第 2 号イ (全部効率利用) | | 権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。 | | する | |
| 第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事) | | 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く) | | する | |
| 第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営) | | 第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。 | | する | |
| 第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事) | | 第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。 | | — | |
| 第 3 項第 4 号 (共有持分の同意) | | 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。 | | — | |
| 第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意) | | 5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。 | | — | |

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 30 回浜中町農業委員会総会

議案第 3 号 整理番号 3 (売渡)

| | | | | | |
|----------------------------------|---------|--|---------------------|-----|--------------|
| 譲受人 | ○ ○ ○ ○ | 譲渡人 | ○○○○○○○ ○○○○○○○○ | 作成者 | 農地係長 中田昌浩 |
| 法第 18 条の条項 | | 判 断 の 理 由 | | 適 合 | |
| 第 3 項第 1 項 (基本構想適合) | | 農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。 | | する | |
| 第 3 項第 2 号イ (全部効率利用) | | 権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。 | | する | |
| 第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事) | | 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く) | | する | |
| 第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営) | | 第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。 | | する | |
| 第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事) | | 第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。 | | — | |
| 第 3 項第 4 号 (共有持分の同意) | | 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。 | | — | |
| 第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意) | | 5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。 | | — | |

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 30 回浜中町農業委員会総会

議案第 3 号 整理番号 4 (売渡)

| | | | | | |
|----------------------------------|--|-----------|---------------------|-----|-----------------|
| 譲受人 | ○ ○ ○ | 譲渡人 | ○○○○○○○ ○○○○○○○○ | 作成者 | 農地係長 中 田 昌 浩 |
| 法第 18 条の条項 | | 判 断 の 理 由 | | 適 合 | |
| 第 3 項第 1 項 (基本構想適合) | 農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。 | | | する | |
| 第 3 項第 2 号イ (全部効率利用) | 権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。 | | | する | |
| 第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事) | 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く) | | | する | |
| 第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営) | 第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。 | | | する | |
| 第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事) | 第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。 | | | — | |
| 第 3 項第 4 号 (共有持分の同意) | 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。 | | | — | |
| 第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意) | 5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。 | | | — | |

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 30 回浜中町農業委員会総会

議案第 3 号 整理番号 5 (売渡)

| | | | | | |
|----------------------------------|---------|--|---------------------|-----|-----------------|
| 譲受人 | ○ ○ ○ ○ | 譲渡人 | ○○○○○○○ ○○○○○○○○ | 作成者 | 農地係長 中 田 昌 浩 |
| 法第 18 条の条項 | | 判 断 の 理 由 | | 適 合 | |
| 第 3 項第 1 項 (基本構想適合) | | 農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。 | | する | |
| 第 3 項第 2 号イ (全部効率利用) | | 権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。 | | する | |
| 第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事) | | 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く) | | する | |
| 第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営) | | 第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。 | | する | |
| 第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事) | | 第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。 | | — | |
| 第 3 項第 4 号 (共有持分の同意) | | 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。 | | — | |
| 第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意) | | 5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。 | | — | |

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 3 0 回浜中町農業委員会総会

議案第 3 号 整理番号 6 (売渡)

| | | | | | |
|----------------------------------|---------|--|---------------------|-----|-----------------|
| 譲受人 | ○ ○ ○ ○ | 譲渡人 | ○○○○○○○ ○○○○○○○○ | 作成者 | 農地係長 中 田 昌 浩 |
| 法第 18 条の条項 | | 判 断 の 理 由 | | 適 合 | |
| 第 3 項第 1 項 (基本構想適合) | | 農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。 | | する | |
| 第 3 項第 2 号イ (全部効率利用) | | 権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。 | | する | |
| 第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事) | | 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く) | | する | |
| 第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営) | | 第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。 | | する | |
| 第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事) | | 第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。 | | — | |
| 第 3 項第 4 号 (共有持分の同意) | | 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。 | | — | |
| 第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意) | | 5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。 | | — | |

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 30 回浜中町農業委員会総会

議案第 3 号 整理番号 7 (売渡)

| | | | | | |
|----------------------------------|---------|--|---------------------|-----|-----------------|
| 譲受人 | ○ ○ ○ ○ | 譲渡人 | ○○○○○○○ ○○○○○○○○ | 作成者 | 農地係長 中 田 昌 浩 |
| 法第 18 条の条項 | | 判 断 の 理 由 | | 適 合 | |
| 第 3 項第 1 項 (基本構想適合) | | 農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。 | | する | |
| 第 3 項第 2 号イ (全部効率利用) | | 権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。 | | する | |
| 第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事) | | 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く) | | する | |
| 第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営) | | 第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。 | | する | |
| 第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事) | | 第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。 | | — | |
| 第 3 項第 4 号 (共有持分の同意) | | 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。 | | — | |
| 第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意) | | 5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。 | | — | |

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 30 回浜中町農業委員会総会

議案第 3 号 整理番号 8 (売渡)

| | | | | | |
|----------------------------------|---------|--|------------------------------|-----|-----------------|
| 譲受人 | ○ ○ ○ ○ | 譲渡人 | ○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○ | 作成者 | 農地係長 中 田 昌 浩 |
| 法第 18 条の条項 | | 判 断 の 理 由 | | 適 合 | |
| 第 3 項第 1 項 (基本構想適合) | | 農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。 | | する | |
| 第 3 項第 2 号イ (全部効率利用) | | 権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。 | | する | |
| 第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事) | | 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く) | | する | |
| 第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営) | | 第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。 | | する | |
| 第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事) | | 第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。 | | — | |
| 第 3 項第 4 号 (共有持分の同意) | | 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。 | | — | |
| 第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意) | | 5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。 | | — | |

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 30 回浜中町農業委員会総会

議案第 3 号 整理番号 9 (賃貸借)

| | | | | | |
|----------------------------------|---------|--|------------------------------|-----|-----------------|
| 譲受人 | ○ ○ ○ ○ | 譲渡人 | ○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○ | 作成者 | 農地係長 中 田 昌 浩 |
| 法第 18 条の条項 | | 判 断 の 理 由 | | 適 合 | |
| 第 3 項第 1 項 (基本構想適合) | | 農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。 | | する | |
| 第 3 項第 2 号イ (全部効率利用) | | 権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。 | | する | |
| 第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事) | | 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く) | | する | |
| 第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営) | | 第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。 | | する | |
| 第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事) | | 第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。 | | — | |
| 第 3 項第 4 号 (共有持分の同意) | | 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。 | | — | |
| 第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意) | | 5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。 | | — | |